

---

◎議案第43号 白老町保育の実施に関する条例を廃止する条例  
の制定について

○議長（山本浩平君）日程第7、議案第43号 白老町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君）それでは議案43号です。議の43-1を開いてください。白老町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について。

白老町保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

次のページを見てください。議案説明です。

これまで保育については、児童福祉法第24条第1項の規定により、本条例で保育に欠ける条例を定めて保育を実施してきたが、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行規則の公布に伴い、小学校就学前子どもの保育の利用申請に際しては、市町村が保育の必要性の認定等を行うこととされたことから、本町においては、国の基準を参酌し、保育の必要性の要件等を定めた「白老町保育の必要性の認定の基準に関する規則」が平成27年4月1日から施行されることに伴い、本条例を廃止するものであります。よろしくご審議ください。

---

白老町保育の実施に関する条例を廃止する条例

白老町保育の実施に関する条例（昭和62年条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

○議長（山本浩平君）提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君）2番、吉田です。この白老町の子ども・子育て支援法は、今素案が出されてこれから今成立をするわけですけれども、保育所等の受付等は今年の10月ごろから実施されていると思います。保育所に預けることのできる条件の緩和がかなりされました。この保育所の受付をする時にそういった情報は、どういった形で子育ての家庭に流されていたのか、その条件を踏まえた上で今回かなり大幅に増えたというかその条件の緩和によって、保育所に入れることができたということがあると思うのですけれども、その辺の状況をお聞かせください。

○議長（山本浩平君）坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君）今吉田議員からの質問です。保育のいろいろな緩和で、今回の白老町保育の必要性の認定の基準に関する規則、また基準ということで制定させていただいたのですが、そういったものが町民のどういった形できちんと周知されているかということだと思います。当然ここの部分については条例を施行、基準について一応規則を改正しまして、その部分はホームページに掲載しています。また当然広報の中にも載せております。ただ窓口の中では文書は載せているけども、そこまでの説明はしていないということです。その部分は今窓口的には、今のどれぐらいの金額になるとか、住民税に基づくのだとか、あと期間がこれぐらいですとか、認定証はいるのです、入ってきます。そういういろいろな諸々の説明はしますけども、今回ここの部分については説明しておりません。ただガイドの中には載せております。以上です。

○議長（山本浩平君）2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君）このように条例の廃止をして新しい条例のもとでやっていく、条例というか、契約のもとで幅を広げて預けやすくするような方法でやっていくということです。これからまた必要とする子や人たちが出てくると思いますので、そういった相談体制をきちんとしてそういう間口が広がったのだということもしっかりと伝えられて安心して子供たちは預けることができる体制づくりを今後とも努力、そのためにも相談員体制をつくるのか、こないだも言いましたけれども、そういった形で支払って悩んでいる人がいないような形を進めていっていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君）坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君）今吉田議員からお話があったとおりでございます。これから当然その27年4月施行でございます。いろいろなこう部分できっと問題、不便かける部分もあると思います。ただ今法律の趣旨に基づいて、当然皆さんのそれぞれ子育て世代の方にこれだけの基準緩和されたということは、広報やインターネットとかそういったものを通じると同時に、今のいろいろな手法で当然今支援制度などもありますのでそういったものも十分検討して、子ども・子育て支援法が4月1日から施行されるように、十分そういう円滑に利用できるように進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本浩平君）ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 白老町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

